

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アルバニア共和国	Telekom Albania Sh.A	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アンドラ公国	Andorra Telecom, S.A.U.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	Limited Liability Company <<T2 Mobile>>	(略)	(略)	(略)	(略)
Public Joint Stock Company "Vimpel-Communications"		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
Mobile TeleSystems Public Joint Stock Company		(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガンビア共和国	Africell (Gambia) Ltd.	13	-	A	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アルバニア共和国	ALBANIAN MOBILE COMMUNICATIONS S.A.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アンドラ公国	Servei de Telecomunicacions d'Andorra	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	CJSC "Rostov Cellular Communications",	(略)	(略)	(略)	(略)
Vimpel-Communications		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
MOBILE TELESYSTEMS OJSC		(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガンビア共和国	Africell (Gambia) Ltd.	13	-	△A	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 27 年 8 月 24 日経企第 1006 号)
この改正規定は平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改正]							[現行]						
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)						
料金表 (略)							料金表 (略)						
別表1～別表8 (略)							別表1～別表8 (略)						
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者							別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者						
1 2以外のもの							1 2以外のもの						
地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ										
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード							
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
アジア地方	バトナム社会主義共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		VNPT International	(略)	(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アルバニア共和国	Telekom Albania Sh.A	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アンドラ公国	Andorra Telecom, S.A.U.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	Limited Liability Company <<T2 Mobile>>	(略)	(略)	(略)	(略)
		Public Joint Stock Company "Vimpel-Communications"	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mobile TeleSystems Public Joint Stock Company	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	ガンビア共和国	Africell (Gambia) Ltd.	13	-	A	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アルバニア共和国	ALBANIAN MOBILE COMMUNICATIONS S.A.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アンドラ公国	Servei de Telecomunicacions d'Andorra	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	CJSC "Rostov Cellular Communications",	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vimpel-Communications	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		MOBILE TELESYSTEMS OJSC	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	ガンビア共和国	Africell (Gambia) Ltd.	13	-	△A	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 27 年 8 月 24 日経企第 1006 号)
この改正規定は平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 27 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>第 15 章 雑則</p> <p>第 55 条～第 57 条 (略)</p> <p>(責任者登録)</p> <p>第 58 条 契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録（以下「責任者登録」といいます。）を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者（以下「登録責任者」といいます。）の情報は、登録責任者の氏名及び設置場所住所とします。</p> <p><u>ただし、当社は、特定 FTTH 事業者の事由等により、その登録を承諾しない場合があります。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 2 (略)</p> <p>附 則（平成 27 年 8 月 24 日経企第 1006 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。 （その他）</p> <p>3 附則第 3 条中「平成 27 年 8 月 31 日」を「平成 28 年 5 月 31 日」に改めます。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>第 15 章 雑則</p> <p>第 55 条～第 57 条 (略)</p> <p>(責任者登録)</p> <p>第 58 条 契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録（以下「責任者登録」といいます。）を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者（以下「登録責任者」といいます。）の情報は、登録責任者の氏名及び設置場所住所とします。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 2 (略)</p>